会員各先生
日本医師会より周知依頼がございましたので
お知らせいたします。　草加八潮医師会

(保 290)
令和４年２月１８日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、①保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は②「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合の取扱いについて示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

＜添付資料＞
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 66）
(令 4.2.17　事務連絡　厚生労働省保険局医療課)

№309

事　務　連　絡
令和４年２月17日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

（別添）

問１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の３第２項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の４第１項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和３年９月 28 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 12)」（令和２年４月 18 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別表２に示されている二類感染症患者入院診療加算に相当する点数の算定について、どのように考えればよいか。

（答）重点措置を実施すべき期間とされた期間において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、上記の医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10)」（令和２年４月 10 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の１に示す A000 初診料の注２に規定する 214 点、あるいは、電話等再診料を算定した場合にも、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する１つの保険医療機関において、１日につき１回、二類感染症患者入院診療加算の 100 分の 200 に相当する点数（500 点）を算定できる。ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 54)」（令和３年８月 16 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）に示す二類感染症患者入院診療加算（250 点）は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 66)）の発出日以降適用される。

（保 294）
令和４年２月１８日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症への診療報酬上の主な対応について
（再周知）

新型コロナウイルスの感染が継続している中、地域医療の確保にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

診療報酬上のコロナ特例措置等につきましては、その都度「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（現行（その66）まで発出）でお知らせしてきましたが、現場では、算定可能であるのに算定・請求していない医療機関があるという指摘をいただきました。

例えば、感染を疑う患者に対して、必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合、結果的に感染者でなくても院内トリアージ実施料が算定できますので、該当する診療をされた場合は、算定・請求いただきますようお願いいたします。

つきましては、現行の診療報酬上のコロナ特例の主なものについて、改めて下記のようにお知らせいたしますので、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

合わせて、これらの点数について、一部地域の審査で査定が多いことに対して、社会保険診療報酬支払基金及び国保中央会に対応方の要請をいたしましたことをご報告申し上げます。

記

《外来》

令和2年4月8日～

◇　新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む）に、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療で、受診の時間帯によらず、院内トリアージ実施料**（300点／回）**が算定できる。

令和3年9月28日～

◇　自治体ホームページで公表された診療・検査医療機関が、新型コロナへの感染を疑う患者に、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、院内トリアージ実施料**（300点／回）**とは別に二類感染症患者入院診療加算**（250点／日）**を算定できる。

◇　新型コロナウイルス感染症の患者の外来診療について、ロナプリーブ投与を行った場合は救急医療管理加算の３倍**（2,850点）**、その他の通常の場合は救急医療管理加算**（950点）**が算定できる。

令和3年10月1日～令和4年3月31日まで

◇　６歳未満の乳幼児に対し、感染予防策を講じた上で外来診療等を実施した場合、**50点**が算定できる。

《在宅》

令和3年9月28日～

◇　自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対する往診について、ロナプリーブ投与を行った場合は救急医療管理加算の５倍**（4,750点）**が算定できる。その他の場合は救急医療管理加算の３倍**（2,850点）**が算定できる。緊急に訪問看護を行った場合は、長時間訪問看護加算の３倍**（1,560点（15,600円））**が算定できる。

令和3年8月16日～

◇　自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対して電話等を用いた初診・再診を行った場合に、二類感染症患者入院診療加算**（250点）**が算定できる。

令和4年2月17日～

◇　重点措置を実施すべき期間とされた期間において、重点措置が適用され

た都道府県に所在する保健所等から健康観察に係る委託を受けた医療機関あるいは診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている医療機関が、自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対して電話等を用いた初診・再診を行った場合に、二類感染症患者入院診療加算の２倍**（500点）**が算定できる。

《入院》

令和2年5月26日～

◇　専用病床の確保などを行った上で、新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う医療機関で、重症の新型コロナウイルス感染症患者に対して、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、または新生児治療回復室入院医療管理料を算定する場合、各所定点数の３倍**（12,672点～48,951点）**が算定できる。

令和3年8月27日～

◇　中等症の新型コロナウイルス感染症患者（急変等のリスクに鑑み、自宅・宿泊療養の対象とすべきでない患者を含む。以下「入院加療を実施する患者」という。）に対して、救急医療管理加算の４倍**（3,800点）**を算定できる。

◇　入院加療を実施する患者のうち、呼吸不全に対する診療・管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者に対しては、救急医療管理加算の６倍**（5,700点）**を算定できる。

令和3年1月22日～

◇　新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院医療を評価するため、いずれの入院料を算定する場合であっても、救急医療管理加算**（950点（最大90日まで））**に加え、二類感染症患者入院診療加算の３倍**（750点）**が算定できる。個室で入院医療を行った場合に個室加算**（300点（最大90日まで））**が算定できる。

（添付資料）

◇　新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の主な特例について〔医科〕

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の主な特例について〔医科〕

入院

✓ 重症患者への対応

特定集中治療室(ＩＣＵ)管理料等を**3倍(12,672～48,951点)**
<令2.5.26～>

✓ 中等症患者への対応

中等症Ⅱ以上の場合：救急医療管理加算を**6倍(5,700点)**
それ以外の場合　　：救急医療管理加算を**4倍(3,800点)**
<令3.8.27～>

✓ 回復患者への対応

回復患者への入院医療：**750点＋950点**　※950点は最大90日
<令2.12.15～>　<令3.1.22～>
（個室で入院医療：＋個室加算**300点**）※300点は最大90日
<令3.5.11～>

外来

✓ 疑い患者への外来診療

疑い患者への外来診療：院内ﾄﾘｱｰｼﾞ実施料の特例算定(**300点**)
<令2.4.8～>
診療・検査医療機関の場合：**550点**※
※自治体HPでの公表が要件　<令3.9.28～令4.3.31まで>

✓ コロナ患者への外来診療

通常の場合　　：救急医療管理加算**950点**
ロナプリーブ投与の場合：救急医療管理加算**3倍(2,850点)**
<令3.9.28～>

✓ 小児の外来診療（医科：**50点**）<令3.10.1～令4.3.31まで>

在宅

✓ 自宅･宿泊療養者への緊急の往診

ロナプリーブ投与の場合：救急医療管理加算を**5倍(4,750点)**
その他の場合　　：同**3倍(2,850点)**
<令3.9.28～>

✓ 自宅･宿泊療養者への緊急の訪問看護(**1,560点（15,600円）**)
<令3.9.28～>

✓ 自宅・宿泊療養者への電話等による初再診

診療・検査医療機関等※の場合：**500点** <令4.2.17～>
それ以外の場合：**250点** <令3.8.16～>

※重点措置が適用された都道府県内の医療機関で
①保健所等から健康観察に係る委託を受けた医療機関
②診療・検査医療機関として自治体HPで公表している医療機関